

「規程(第 52 条関係)」

JAS マークなど使用基準

<秘密保持義務>

秘密保持及び個人情報保護に関する規定を遵守し、技術上又は営業上の情報並びに個人情報について OCO の許可なく、いかなる方法においても開示、漏えい又は業務の目的以外の目的で使用しないことを約束すること。

<基準>

- 1) 格付を目的とする JAS マーク等及び JAS マーク等が印刷された包装資材は、認証又は証明事業者等が印刷することは出来ないものとする。
- 2) JAS マーク等 (OCO ロゴ・認証又は証明番号入り) のラベル及び包装資材を調達するときは、OCO に JAS マーク等販売手数料を支払い OCO から購入するか、印刷会社又は問屋から購入しなければならない。
- 3) 認証又は証明事業者等は監査等において、JAS マーク等の購入記録を開示し、JAS マーク等受払台帳が適合していることを証明しなければならない。

<印刷物及び表示・範囲>

- 1) 当該日本農林規格の農林物資で認証又は証明事業者等が製品等に格付けする範囲とする。
- 2) 当該日本農林規格の名称表示及び飲食料品及び油脂の格付の表示の様式及び表示の方法に従い、OCO のロゴ及び OCO から付与された認証又は証明番号を表示するものとする。

<OCO からの JAS マーク等の購入>

- 1) JAS マーク等を OCO から購入する場合
 - ・ 発注ロットは 100 シート単位とする。
 - ・ 21 面(横幅 61mm 以上/1 枚:5.5 円)、65 面(横幅 30mm 以下/1 枚:2.5 円)、を支払うものとする。
- 2) 取引方法は、先払い(消費税・送料・振込手数料は購入者負担)又は代引き(消費税・送料・代引き手数料は購入者負担)とする。

<JAS マークなど破棄報告>

購入した JAS マーク等及び JAS マーク等が印刷された包装資材を破棄する場合は、自社の責任で破棄し、その証明をしなければならない。

<立入検査>

認証又は証明事業者は、OCO が発注先の印刷会社又は問屋に対し、事前の同意を得たうえで、作業場等の立入検査及び印刷記録の検査が出来ることを、印刷会社又は問屋に同意させる。

<異議申し立て>

印刷会社又は問屋は JAS マーク等に関する問題において、直接であれ間接であれ OCO に異議申し立てをしないものとする。

<権利義務の譲渡の禁止>

認証又は証明事業者等は、本規程により生じる自己の権利義務を、第三者に譲渡し、承継、担保に供してはならない。